

大阪薬科大学と関西大学との学術交流に関する協定書

(目的)

第1条 大阪薬科大学と関西大学は、相互の教育研究活動において連携し、学術交流を推進し、双方の発展と充実に寄与することを目的とする。

(内容)

第2条 双方は、前条に定める目的を実現するため、次に掲げる領域において、以下の項目につき、双方が協力することに同意する。

- (1) 共同研究の推進
- (2) 教員の相互交流
- (3) 大学院生・学部学生の相互交流
- (4) カリキュラムの相互提供（単位の相互認定及び双方向授業の実施を含む。）
- (5) 学術情報及び資料の交換

(事業の実施)

第3条 前条各号の具体的交流計画については、双方協議のうえ、覚書をもって定めることとする。

2 前条及び前項に定める事業の実施において、事業を円滑かつ効果的に進めるために、双方に連絡調整の窓口を設置する。

(経費)

第4条 前条に定める事業の実施に要する経費は、原則として双方において各々応分に負担するものとする。

(期間)

第5条 この協定書の有効期限は、協定締結の日から1年間とする。ただし、本協定書の有効期限満了日の3ヶ月前までに、双方のいずれからも改廃の申し入れがないときは更に1年間更新するものとし、その後も同様とする。

(その他)

第6条 この協定書に定める事項に関する細目については、別途協議して定めることとする。また、協定書に定める事項について疑義が生じた場合、及びこの協定書に定めのない事項については、相互が誠意をもって協議して定めるものとする。

本協定締結の証として、本協定書2通を作成し、署名捺印の上、各々1通を所有する。

平成19年12月10日

大阪薬科大学

学長

栗原拓史



関西大学

学長

河田千鶴一

